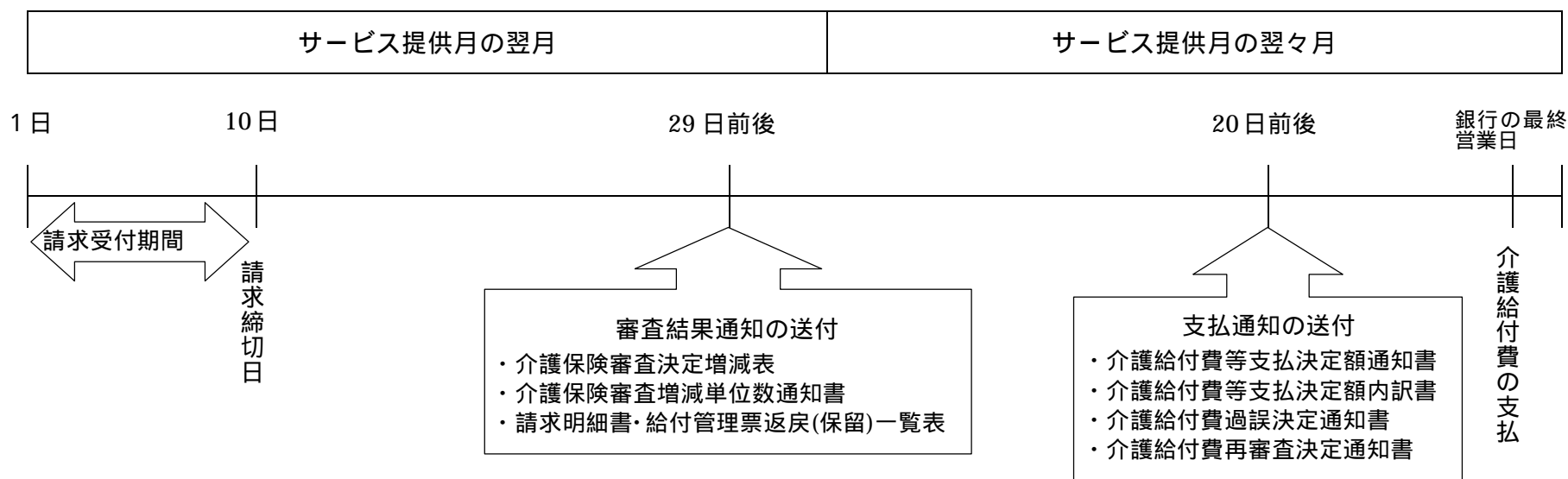


国保連合会の処理日程について

## 国保連合会の処理日程

### 1. 事業所の請求から介護給付費支払まで



上記日程の「審査結果通知の送付：29日」「支払通知の送付：20日」は基準日ですので月によって前後します。「請求締切日」については、本会ホームページ（<http://www.ymnkokuhoh.or.jp>）に日程を掲載していますのでご確認ください。

「審査結果通知」と「支払通知」は介護給付費の請求媒体を伝送で届出をしている事業所は伝送で、磁気媒体（FD、MO）または帳票で届出をしている事業所は郵送しています。

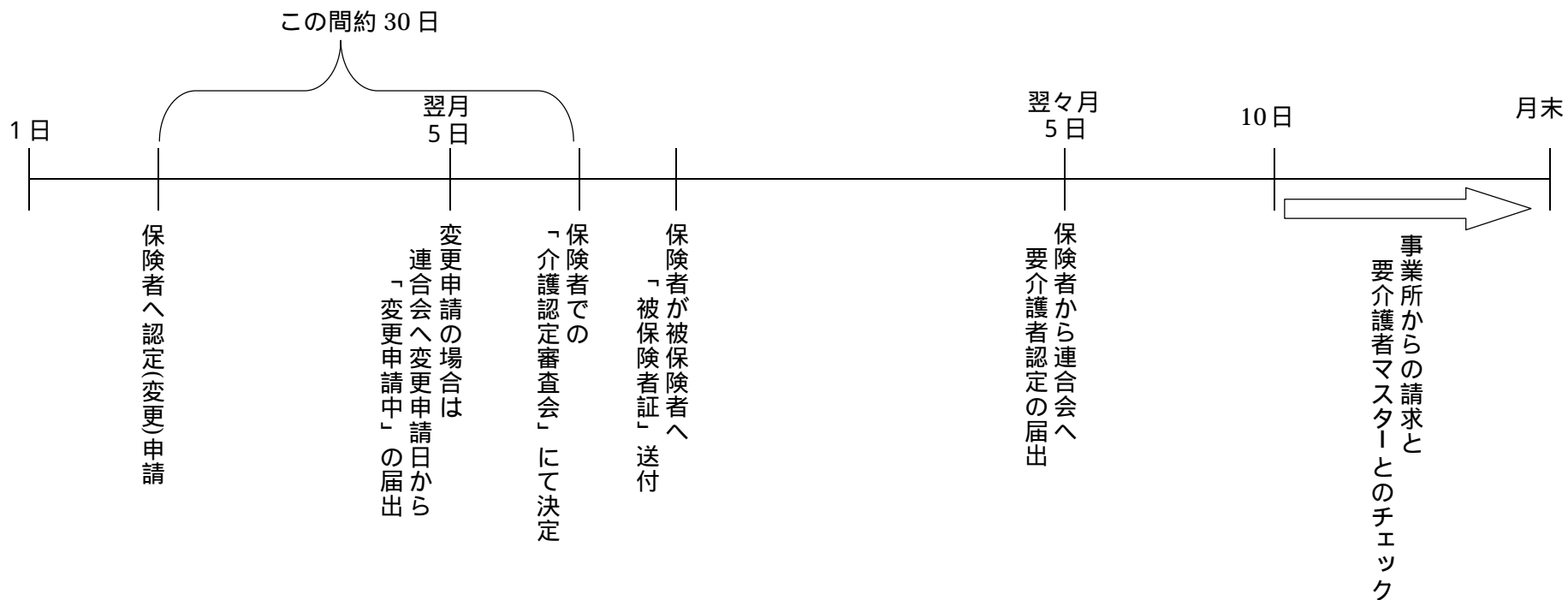
月末に送付する「審査結果通知」は請求に間違いがなければ当該通知をお送りしておりません。

また、「支払通知」の「介護給付費過誤決定通知書」「介護給付費再審査決定通知書」も過誤や再審査がなければお送りしておりません。

「審査結果」は次回の請求に間に合うように送付しています。返戻となった明細書等については10日までに修正して再請求してください。

減単位や、保留となった明細書等については、関係の事業所等と連絡・調整をしてください。

## 2. 要介護の認定申請（変更申請）から連合会マスターへの登録まで

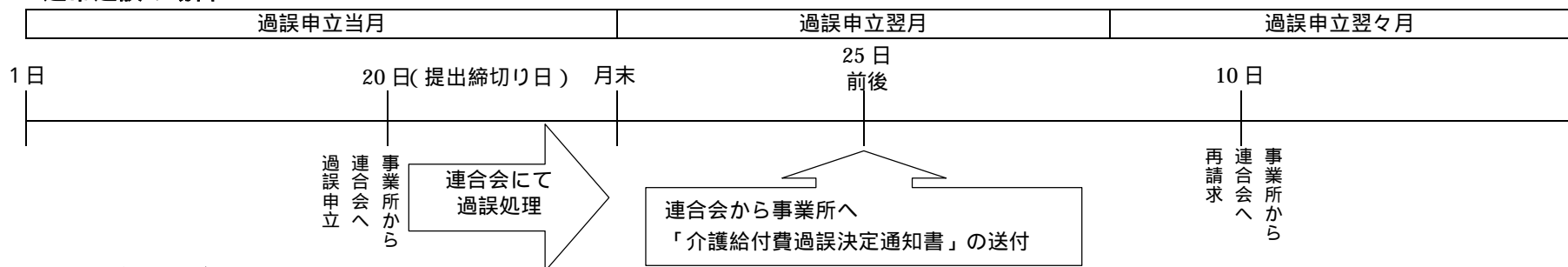


要介護認定の申請（変更申請）から認定まで通常 30 日程度です。手続きの不備等があれば 30 日以上の日数がかかります。

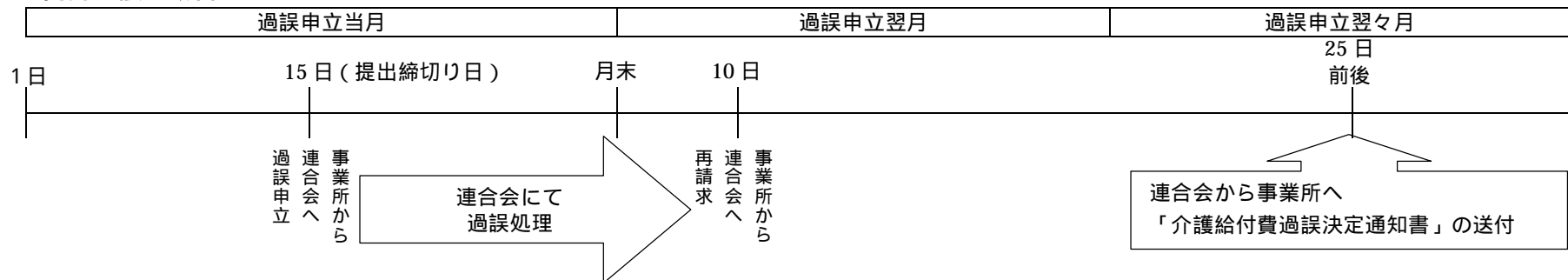
図のような場合は、申請（変更申請）の翌月に介護給付費を請求しても P 0 エラー（受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません）、変更申請の場合は P A エラー（変更申請中の受給者です）になり返戻となります。要介護の認定申請・変更申請をした場合には、申請日・認定決定日等を確認して連合会マスターへの登録が終了する月以降に請求してください。

### 3. 事業所の返戻（過誤）依頼から連合会への再請求まで

#### 通常過誤の場合



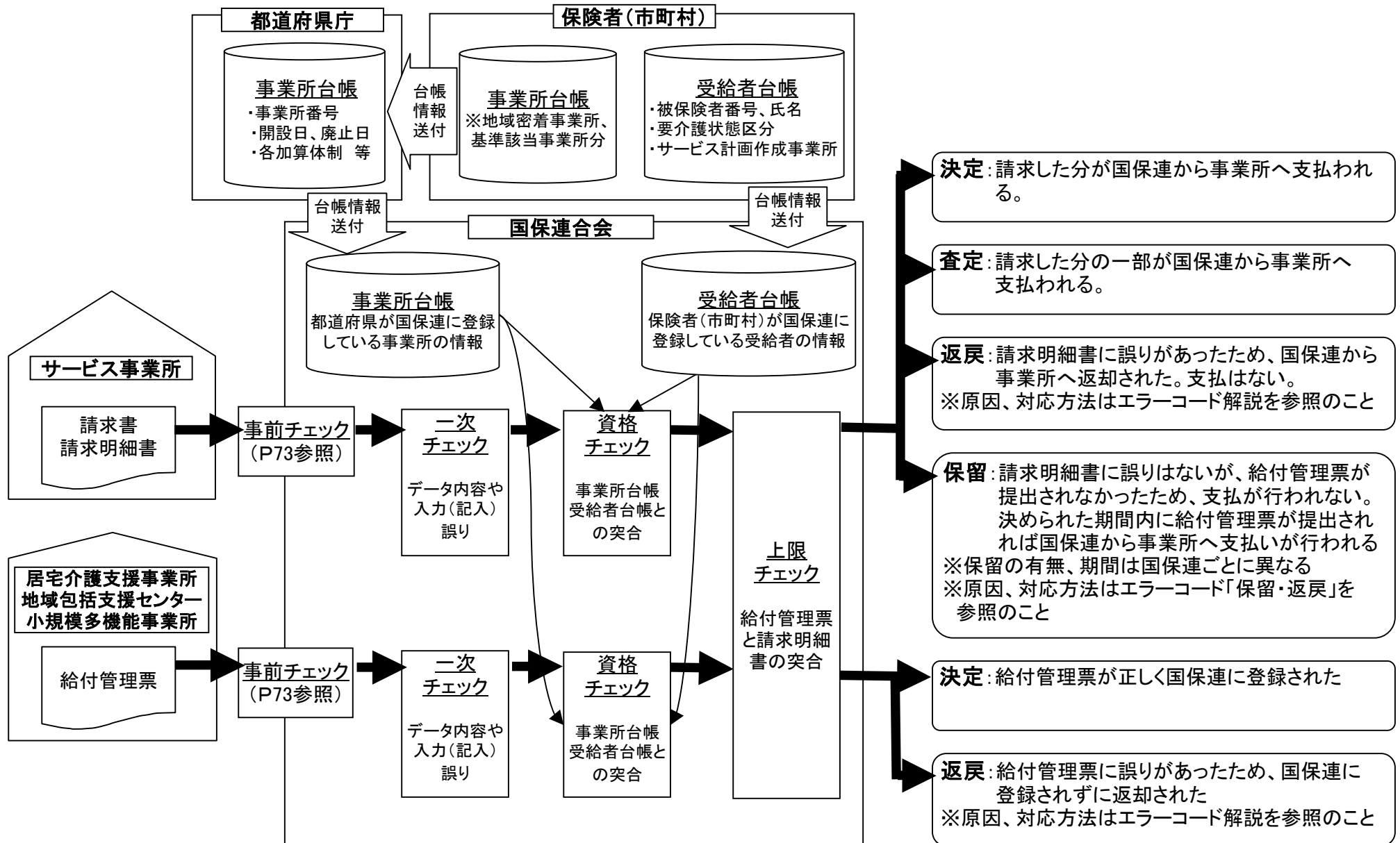
#### 同月過誤の場合



通常過誤の場合は「過誤申立の締切日：20日」「介護給付費過誤決定通知書：25日」、同月過誤の場合は「過誤申立の締切日：15日」「介護給付費過誤決定通知書：25日」は基準日ですので月によって前後します。

再請求する場合は必ず前月の「介護給付費過誤決定通知書」で過誤になった事を確認してください。通常過誤の場合は、過誤が決定されないうちに再請求されるとN4エラー（既に該当する介護給付費給付実績が存在しています）になり返戻となります。

4. 国保連合会でのチェックと支払までの流れ



## 5. 給付管理票「新規」「修正」「取消」

給付管理票の作成区分には「新規」、「修正」、「取消」の3つの区分があります。それぞれの区分の取扱いは以下のとおりです。

